

第 4 回 第 5 期雄武町総合計画 後期基本計画策定審議会 議 事 録

■ 日 時 平成 24 年 10 月 22 日 (月) 19:00～20:40

■ 場 所 雄武町地域交流センター 1F 多目的ホール

■ 出席者

(委 員) 嘉島 壽 会長 阿部 正吉 委員 細田 尚孝 委員
五十嵐 寛 委員 本多 芳秋 委員 太田 修二 委員
工藤 正孝 委員 麻生 賢一 委員 佐々木伸行 委員
石井 友蔵 委員 田口 洋 委員 高橋 進 委員
掛川原夕子 委員

(雄武町) 佐々木財務企画課長 大水企画調整係長 前田財政係長
榎山企画調整係主査 小俣企画調整係

- 会議次第
- 1 開会 (町民憲章朗唱)
 - 2 会長挨拶
 - 3 報告事項
(1) 第 5 期雄武町総合計画前期基本計画の推進状況 (確定版)
 - 4 協議事項
(1) 後期実施計画案の概要
(2) 後期財政計画案の概要
(3) ワークショップに基づく「雄武町のこれからのまちづくりに
関する提言書 (案)」
 - 5 その他
 - 6 閉会

- 配布資料
- ・ 第 4 回策定審議会議案
 - ・ 報告事項資料 1 (前期基本計画の推進状況: 確定版)
 - ・ 協議事項資料 1 (後期実施計画案の概要)
 - ・ 協議事項資料 2 (後期財政計画案の概要)
 - ・ 協議事項資料 3 (ワークショップに基づく提言書案)

1 開会

(佐々木財務企画課長)

定刻になりましたので、第4回雄武町総合計画策定審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中また夜分にも関わらずご出席いただきありがとうございます。

会議に入ります前に、町民憲章の朗唱を行いたいと思います。私が5つの誓いを一条ずつ読み上げ、先導いたしますので、皆様には、これに続き朗唱をお願いいたします。それではご起立願います。

(町民憲章朗唱) — 全員で町民憲章を朗唱 —

(佐々木財務企画課長)

ありがとうございます。それでは、会議に入ります前に嘉島会長に一言ご挨拶をいただきたいと思います。

2 会長あいさつ

(嘉島会長)

お晩でございます。今月の中旬まで大変あたたかい日々が続いておりましたが、2、3日前から急に冬の気配が漂い始めまして、何かとせわしい時期となったときにご出席をいただきまして大変ありがとうございます。本審議会も4回目となり、中盤を迎えまして検討事項の中身も厚く濃くなってまいりました。委員の皆様におかれましては、それぞれに好きな分野、得意な分野や関心のある分野もあると思いますが、答申に向けて大切な過程となる審議会でございますので、本日もよろしくご審議のほどお願いいたします。

(佐々木財務企画課長)

ありがとうございます。以降議事については嘉島会長の進行にてお願いいたします。

3 報告事項

(1) 第5期雄武町総合計画前期基本計画の推進状況（確定版）

(嘉島会長)

それでは会議次第3番の報告事項に入ります。第5期雄武町総合計画前期基本計画の推進状況ということで、確定版となっておりますので事務局から説明いたします。

(大水企画調整係長)

それでは報告事項といたしまして、報告事項資料①「第5期総合計画前期実施計画の推進状況」でございます。これまで「未定稿」という扱いでありましたけれども今回は【平成24年9月確定版】として委員の皆さんに配布させていただきました。

前回までは、基本構想の評価から産業、福祉、教育分野まで、ページで言いますと23ページまで報告しております。今回の確定版では若干数値や文言の表現が改められた部分がありますが、内容的には軽微なものですのでその部分の説明は割愛いたしまして、本日は24ページから最終34ページについて報告させていただきます。

まずは「うるおい雄武」ということで、生活環境・インフラ整備関係の評価です。

基本施策15「環境の保全」の指標評価としましては、下から2つ、3つ目の「ごみ排出量」「リサイクル率」が悪化しております。環境への意識は高くなっているものの数値には反映されていない、ライフスタイル等の変化が影響しているのかもしれませんが、ごみ関係は引き続き強化していかなければならないと認識しております。

単位施策評価では(1)～(3)まで、自然・地球環境、環境美化とそれぞれ共通する部分になりますが、再生品の購入やエコカーへの切り替え、クールビズ、役場も数年前から実施しておりますけれども、町民の皆さんも意識・実践されていることと思います。(4)ごみ・し尿処理の推進としましては、町単独で行っている部分と広域処理している部分がございます。可燃ゴミの処理については本町を除く西紋4市町村が本年中に整備する新しい施設で広域処理を行うこととなっておりますが、雄武町としましては現在の最終処分場が平成38年頃まで埋立て可能ということで当面広域には参加しないという方針をとっております。ただ行く行くは焼却処理も含め何らかの対策が求められるところでございます。(5)エネルギーの分野では、全国的に環境にやさしいエネルギーに関心が高まっている中、町としましては、将来的にどのような方法が立地条件的に見合うのか、多様な調査研究に努めていくことが課題と思われれます。

次に基本施策16「交通体系の整備」につきまして、指標評価はおおむね良好であります。次のページの単位施策の評価では、(1)道路環境の向上ということで計画どおり町道整備、ロードヒーティング改修を行ってきました。(2)公共交通の維持確保策としましては、北紋バス・宗谷バスへ補助を行いながら2路線確保に努めております。また以前の会議でも述べたとおり、紋別空港利用促進助成事業、町単独ではありますが、少しでも利用率に貢献できれば羽田直行便の通年運行につながるものと期待されるところでありますので、ぜひ委員の皆さんもお仕事がひと段落する時期、1次産業の方ですと冬場の旅行等に利用していただければと思っております。

基本施策17「上下水道の整備」では、指標的には上から2番目、水道の有収率、集めた水に対して供給した水の割合ですけれども、去年は突発的な漏水事故もござい

まして、町民の皆さんにはご不便をおかけしました。その影響もありまして、率が落ち込んでおります。単位施策（１）水道の安定供給、（２）下水道の普及促進に向けまして、引き続き配管等の更新事業に努めてまいります。また、下水道区域外の地区への対策といたしまして、本年度から合併浄化槽事業に取り組んでおります。

続きまして、基本施策１８「住環境の整備」では、指標が示すとおり町営住宅の管理・建替えは計画どおり進んでおります。単位施策では（１）良好な住宅・宅地の供給ということで、町住関連は各計画に沿って整備を図っているところでございます。また、移住お試し暮らし事業ということで宮の森公園の近くにある陶芸工房に併設した住宅を、希望者に有料で貸し出しておりまして、本州や九州から申込がございまして、実際、現在も関東在住の４人家族が利用されております。また昨年、移住宅地の無償貸付・譲渡制度を設けまして、１家族の移住実現が達成される見込みであります。

（２）良好な住生活の確保策としましては、昨年度から「快適住まいづくり促進事業」をスタートさせまして、利用実績は３８件ということで住宅のバリアフリー化等の促進が図られております。（３）公園緑地の充実では、宮の森公園に休憩施設を整備、（４）都市計画の推進に関しましては、北海道によるオコツナイ川・ポンオコツナイ川の河川整備が行われ、町による附帯工事も実施しているところでございます。

次に基本施策１９「消防・救急・防災体制の強化」であります。指標評価で目立つのは中ほどの「自主防災組織数」で、現時点では魚田のみに留まっております。単位施策の（１）（２）に記載のとおり、オホーツク海側は津波のリスクが低いということでありましたが、先の大震災、それから今年に入って天塩中川地域においても最大震度４レベルの地震が頻発し、本町も安心はできないと認識された方も多いかと思っております。雄武町といたしましても、地域防災計画の見直しや、全町整備した防災無線による訓練の徹底、海沿いを中心とした自主防災組織の増が急務であると認識してございます。（３）消防・救急体制充実の面では、救命救急士が現在６名体制という点、また、ドクターヘリ事業の開始により、救急搬送体制の強化が図られております。

続きまして、基本施策２０「防犯・交通安全の推進」です。指標評価では犯罪発生件数が４カ年平均でも年１６件と、単位施策評価（１）防犯体制の強化に記載のとおり、人口減に関わらず犯罪が減らないというのは深刻な問題と言えます。また、悪質商法や振り込め詐欺、ネット犯罪等、次々手口を変えてきておりますので、消費者保護施策も引き続き求められるところであります。（２）交通安全対策の推進としては、人身事故が毎年発生し死亡者も出ている状況ということで、これまで以上に事故死ゼロ・撲滅運動の強化を図る必要がございまして。

基本施策２１「情報通信網の整備・充実」という部分では、指標評価で示すとおり、前期期間中に全町でブロードバンド環境が整ったところであります。単位施策では（１）地域情報化の推進が図られまして、地デジ移行も計画どおり実施できたという

状況です。併せまして（２）行政内部の情報化推進についても概ね順調に進んでおりますけれども、個人情報保護を最優先としつつ、分散している各種システムについて、可能な範囲で一元化を図るなど、後期計画の一課題となっております。

それでは最後、政策目標５「ささえあい雄武～協働によるまちづくりの推進」の評価です。まず基本施策２２「住民主体のまちづくりの推進」ということで、指標評価では真ん中の「まちづくり町民委員会（仮称）」の設置が出来ていないこと以外は横ばい傾向となっております。単位施策（１）地域づくり活動の促進につきましては、やはり一番身近な自治組織は「自治会」でありますので、「高齢者見守り機能」ですとか「自主防災機能」等を高めるような活動を支援する仕組みづくりについて「検討」から「実践・推進」にシフトしていく必要がございます。（２）まちづくり情報の共有及び（３）住民との協働体制構築につきましては、行政執行方針に掲げる「町民とともに考えるまちづくり」の核となる分野でありまして、広報広聴や全町自治会長会議など既存の機能の充実、本審議会のような計画策定時の町民参画やパブリックコメントの実施、また本年１１月に「地区別町政懇談会」が予定されておりますので、多くの町民の皆様にご参加いただきまして、町民と行政とともに考える協働体制の構築を図っていくことが重要であると認識しております。

基本施策２３「多様な交流の促進」です。指標評価はあまり良くありません。単位施策として（１）国際交流の促進ということで、直近の人数として本年９月末の外国人住民は２１４人、町民の約５％を占め２０人に１人が外国人ということになります。大半が中国人技能実習生ということで、報道等による国際情勢は別問題として、一般町民とのさらなる交流、生活や食文化等の相互理解を深めるような環境づくりも重要ではないかと思慮するところでございます。また、AETの招致も子どもたちの国際感覚向上に欠かせない恒久的な施策となっております。（２）地域間交流の促進につきましては、武雄、益子、東京・札幌両雄武会との交流を継続しておりますが、一部民間でも交流が進んでいると聞き及んでおりますので、今後さらに期待されるところであります。（３）男女共同参画につきましては、具体的に施策の推進がない状況であります。

それでは最後、基本施策２４「効果的・効率的な行政経営」ということでありますが、内容的には主に行政内部の課題でありますので特に説明は致しません。ご審議いただいております総合計画をはじめ各分野の中長期計画を指針としまして、健全な財政運営に努め、町民の皆さんのために必要な事業を効果的に推進する、これに尽きると思っております。参考の表ですが、役場の仕事ぶりということで不満に思われている部分を網で示しておりますが、まだまだ２割から３割の町民の方々が不満を持っているという現実を真摯に受け止めまして、日々改善・研鑽に努めてまいりたいと思っております。以上、簡単ですが本日の報告事項といたします。

(嘉島会長)

前期の基本計画の推進状況について、説明が残っていましたが2つの政策目標について説明いたしました。これは平成23年度実績での評価版ですから、来年度に入ってから平成24年度実績を踏まえた前期基本計画の最終確定版が出る予定です。

質問がなければ報告事項を終わります。協議事項に移りたいと思います。

4 協議事項

(1) 後期実施計画案の概要

(嘉島会長)

後期の実施計画の概要と財政計画の概要となります。関連がございますので一括して提案、説明をいたします。

(佐々木財務企画課長)

本来であれば、この実施計画の上に基本計画がございます。進捗状況のなかで各基本施策ごとに指標や計画を設定したものがありません。本来であれば基本計画と実施計画を同時に説明するのが筋だとは思いますが、基本計画の方が現在役場内部で最終調整に入っております。本日の会議に間に合わなかったという状況であります。来週早々には役場内の本部会議を開催し、そこで最終的な調整が図られる予定でありますので、次回の審議会には後期基本計画の概要について委員の皆様にお示しできるかと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。なお、これからご説明いたします実施計画案につきましては、各事業所管課との町長ヒアリングがすでに実施したものであります。

(大水企画調整係長)

それでは協議事項の1番目、第5期雄武町総合計画後期実施計画(案)の概要説明ということで、協議事項資料①と書かれた横長の資料です。まず1枚めくっていただきまして、「後期実施計画とは」という見出しがございます。過去の審議会でも説明をしておりますが、欠席された委員さんもいらっしゃると思っておりますので、簡単におさらいということで、第5期雄武町総合計画は10年間の「基本構想」と前期・後期各5年間の「基本計画」「実施計画」「財政計画」の4本立てで構成されているということ。そして本審議会が町長から諮問を受けているものとして上から2段目の基本計画、平成25年度から29年度を期間といたします「後期5カ年の基本計画の樹立」という部分でございます。

本日の審議会以降「後期基本計画の素案」を示しますので、これについての集中的な審議に入りますけれども、この基本計画は分野ごとに今後5カ年のまちづくりの方

向性について、文章や指標等で施策を定めることとなります。そのために「どんな事業を行うのか」というのが3段目の「実施計画」でありまして、太字で記載のとおり「基本計画に定めた施策を推進するために、その手段として実施していく事業を位置付けるもので、各年度の予算編成における基本指針となるもの」であります。

そして実施計画に定めた事業を実施していくにあたって「本当に財源は大丈夫なのか」という心配がありますけれども、あらかじめ5ヵ年を見通した収支を示しましょう、というものが4段目の「財政計画」であります。これは後ほど財政担当者から説明をいたします。

次に2ページ目、これも以前の会議資料で示したものであります。政策・施策の体系ということで、総合計画は5つの「政策目標」、24の「基本施策」と「めざす姿」、83の「単位施策」で構成してございます。

なお、前期と比較して施策の体系は変わっておりませんが、単位施策の部分で2点、表現の拡充がございます。現段階での案ということになります。1点目は、左側の「ぬくもり雄武」「基本施策6保健医療の充実」の単位施策(3)で、「母子保健」の後に「女性の健康支援」を付け加えた点。2点目はその少し下、「7高齢者支援の充実」の単位施策(1)について、前期は「介護サービスの充実」でしたが、後期は「地域包括ケアの推進」ということで、介護のみならず医療との連携を強化し幅広く地域の高齢者に対しまして包括的なケアを推進していきましようとの趣旨でございます。

その下、3ページからが政策目標ごとに分類した実施計画掲載事業、現段階ではあくまで「掲載予定」の扱いでして、決定ではないことを予めご了承いただければと思います。掲載事業数は全部で349事業になります。先ほど課長からも説明しましたとおり、本審議会と並行しまして役場内部では総合計画推進本部というものを立ち上げておりまして、各課から事業を集約して理事者のヒアリング、財政サイドとの財源調整会議を経まして、現時点で整理したものになります。時間の関係上、いくつか挿い摘んでの説明になりますけれども、まず、政策目標①地域産業の振興関係といたしまして全部で79事業でございます。

農業関係では、引き続き道営・団体営等による土地基盤の整備、農業経営の基盤強化を継続してまいります。それから新規事業としましては、No.18「太陽光システム導入に向けての調査事業」、No.19「畜舎の廃水処理事業」など、環境に配慮した取り組みを進めてまいります。また、No.21「農畜産物を利用した食品の開発調査」ということで、遊休農地を活用しながらダットンソバやカラフト豆等、本町の気候にあった作物の研究を進めるといった内容でございます。

次のページ、林業関係ですけれどもNo.26「森林認証の取得管理事業」、これを継続しまして地域材のブランド化を推進していくということ。No.31、32の林道網の整備関係による生産効率の向上、No.36「北の魚つきの森環境整備」、平成23年度

から開始した事業ですけれども6ヵ年事業として後期計画でも平成28年度まで継続してまいります。

次に水産業の振興ですけれども、引き続き漁港や漁場整備の推進、ほたての増産に向けた取組みを行いつつ、また、新規事業としましてはNo.45～47まで、しじみ・なまこ・うに・こんぶの増殖といった事業を盛り込んでおります。それからNo.56と57の新規事業、元稲府漁港の荷捌き施設整備を27年度に、魚網等の洗浄施設を平成28年度に沢木地区、29年度は魚田地区に計画しております。

続きまして商工業の振興です。No.61「中小企業等振興事業」、資金融資と利子補給の内容です。平成26年度以降が空欄となっておりますが、現在の条例が25年度までの時限条例でありますので、一旦検証を踏まえまして26年度以降の制度構築をめざすものでございます。その下の商業活性化事業はプレミアム商品券の事業ですけれども地域内消費という観点で後期も継続してまいります。ページをめくりましてNo.68「夢プラン人材バンク事業」、これにつきましては就労対策の一つであります。満60歳以上の方を対象に人材バンクを創設し、軽作業的な仕事をしていただくといった趣旨のもと25年度に具体的な仕組みを構築し以降、運営を目指すものでございます。

観光の振興としましては、最初のホテル日の出岬整備事業、オープンから15年が経過することもありまして、後期5ヵ年の期間において計画的な設備の更新・施設の補修工事等が必要となっております。No.72「神門プロジェクト事業」、これはダツタンソバ焼酎の事業でありまして、平成25年度には新しい品種を用いた焼酎の製造を計画しております。それからNo.78「日の出岬整備事業」、新規ですけれども内容的には老朽化したバンガローの整備ということで、エリア全体としては開発的な整備はせず自然やロケーションを生かした整備に努めていく方針でございます。

その下、7ページ、政策目標②保健・医療・福祉の充実、事業数は83ございます。

まず、保健医療の充実に関しましては、引き続き各種予防事業・健診事業を継続し内容の充実に努めてまいります。新規事業としましてはNo.92「心の健康づくり事業」、講演会やチラシ等による啓蒙活動、相談事業等を町としましても一施策として進めてまいります。また病院関係ではNo.96と99、医師の確保さらには医療従事者の確保、これが地域医療にとって最重要課題ですので、継続的に取り組む必要がございます。次のページ、一番上の病院環境整備事業、これは主に冷房設備関係で、特に2階の入院患者さん、西日が厳しいということで体調管理等に必要な対策となっております。

続いて高齢者支援の充実について、すべて継続事業でありますけれども、No.107「特別養護老人ホーム雄愛園の整備事業」、中身的にはナースコール設備ですとか介護用のベッド51床、これを年次的に更新していくものでございます。それからNo.111「救急医療情報キット配置事業」、これは単独高齢者世帯を対象としまして、そ

の方の健康状態や医療情報、どんな薬を服用されているかといったものを各戸に配備しまして、万が一の救急事態に備えておくための事業であります。それからNo.123「老人福祉施設等の改修整備事業」、事業費未計上ですが、平成25年度に各地区の「寿の家」について現状等の調査をしまして、必要な補修・改修を実施する予定であります。

次に子育て関係ですが、前期計画でハード整備を行いまして、保育料も低減し、後期は内容の継続・充実に努めるということで、No.135「障がい児・低年齢児保育事業」では保育スタッフの倍増を図る計画です。また新規としましてはNo.136「子ども子育て新システム事業」、新システムといってもコンピュータの意味ではなくて、現在、国レベルで審議されている新しい仕組みのことでありまして、学校連携や待機児童の解消といった具体的な中身はこれから見えてくるだろうと思いますが、町としてもスムーズな制度運用に向けまして調査・準備を行うものであります。それからNo.137「子ども医療費の助成」については、高校生までの拡大を後期も継続する計画であります。

続いて障害者支援の充実としましては、ページをめくりましてNo.149「障がい者総合相談事業」を新規として掲げております。現在の法律「障害者自立支援法」が来年4月1日から「障害者総合支援法」に切り替わりまして、内容については、事業名のとおり障がいを抱える方々の総合相談窓口・事業所、本町の規模・実態としては町直営になろうかと思いますが、そういったものを設置しまして、相談業務や個々に応じた障がい者ケアプランの作成業務等を行うものです。

次に基本施策10「地域福祉の推進」では、団体補助として社会福祉協議会・民生児童委員協議会・遺族会への補助を継続、またNo.159「社会福祉施設の改修整備」では、音稲府センターが開設から20年経過し、外回りの全面改修が必要となっているほか、各地区の福祉館も老朽化しておりますので、調査の上必要な改修を行う予定です。

基本施策11「社会保障の充実」では高齢者医療制度の維持、健診業務を継続してまいります。

ページをめくりまして、のびやか雄武、教育・文化関係の事業です。事業数は全部で55事業ございます。

まず、学校教育の充実から。主な新規事業としましては、No.170「児童生徒のパソコン更新」、基本ソフトOSサポートの関係で25年度に雄武小と雄武中、27年度に沢木・幌内・豊丘・共栄小の機器を更新予定、それからNo.184「スクールバスの更新」を25年から28年まで年次計画で更新を予定しておりまして、現在運行しているものは、平成9年から12年に更新し、それぞれ走行距離も30万Km以上とかなり頑張っておりますが、いよいよ更新が必要な時期となっております。また喫緊

の課題としましては、No.190「学校給食センターの建設事業」、現在の施設は築30年以上経過しておりまして、近年叫ばれる食の安全、国の衛生施設基準の観点からも対策は急務ということで平成25年度に実施設計、26年に本工事を実施する予定でして、事業費5億円という大型事業となっております。新規はハード事業がほとんどであります。ソフト面では、少し戻りましてNo.167と168「特別支援教員・ふるさと教員の配置」を継続するほか、No.179、現在未配置となっている教育相談員ですが適任者を見つけまして相談業務の強化を図る計画です。No.191「学校給食食育推進事業」、新規ですけれどもこれは雄武町の食材、ほたて、さけ・ます、チーズなど地産地消を通じて地元一次産業への理解を深めてもらう効果を期待するものです。それからNo.193～195までの「雄武高校に対する施策」につきましても、通学費・部活動・資格取得・受検費用に対する助成を継続する内容となっております。

次に基本施策13「生涯学習・スポーツの推進」では、次のページNo.207「図書館施設整備」ですけれども、現段階では調査事業ということでゼロ予算となっておりますが、来年度までに方針を固めまして、その結果に基づいた整備を行う方針となっております。No.209「生涯学習バス」、走行距離は25万Kmでスクールバスよりは短いものの、年式が平成6年車、これまで20年近く頑張りましたので、早期更新が必要となっております。それからスポーツ施設関連です。ワークショップでももっと充実してほしいという声がありました。No.211「スポーツセンター整備事業」では床の全面張替えを平成27年度に計画しております。この年度については、教育関係としまして給食センター建設や校長・教頭住宅の整備、へき地校教員住宅の水洗化、生涯バス更新等、25・26年に早急な事業が集中している関係上、現時点では平成27年実施として予定してございます。その他スポーツ関連では、農村広場（野球場）、テニスコート、風の丘スキー場について部分的な内容ですが整備を計画しております。

次の芸術文化の振興、事業数は少ないですけれども、引き続き児童・生徒への芸術鑑賞会、一般向け文化公演事業や、社会教育団体への補助を行っていく計画でございます。

続いて15ページ、政策目標④うるおい雄武、生活環境・基盤の充実に移ります。事業数は110事業でございます。

まずは環境の保全です。新規としましてはNo.222「ポリ塩化ビフェニル廃棄事業」、略してPCBと呼ばれるものですが、古い電気機器（主に蛍光灯の安定器など）に含まれている毒性の物質ですが、法律では平成28年度まで、北海道としては26年度までに処理をしなければならないもので、特殊な廃棄処理が必要となっております。高額な費用が生じるものでございます。それからNo.229「廃棄物最終処分場で使用している車両の更新」、No.230「資源ごみ等ストックヤード建設事業」、資源ごみをストック、溜めておくための倉庫のような建物の建設事業です。その下の「廃棄物焼

却処理場改修事業」は報告事項でも触れましたが、焼却処理再稼働に向けた調査事業、最終処分場があと何年もつのかを再測量しまして、将来的にいつのタイミングで施設整備を行うのか、後期計画期間中なのか、第6期計画以降なのかを調べるものでございます。No.232「新エネルギー普及促進事業」につきましては主に太陽光、先ほどは農業の部分で触れましたがこちらは住宅向けであります。太陽光は技術的にも日進月歩で進んでおりますので、まずは調査に着手しようとするものでございます。

続きまして基本施策16「交通体系の整備」です。主として町道の整備関係でございます。ページをめくりまして、No.248～265まで新規事業、地域等から要望のあるもの、他の事業と関連して整備が必要なものがございます。No.266「生活交通路線維持確保事業」は、北紋バスと宗谷バス2社に対する補助でありまして、25年度については北紋バス車両更新に対する負担金として、3,000万円弱を上乗せする形となっております。その下、「紋別空港地用促進事業」につきましては後期5カ年も継続する方針としております。

次に上下水道の整備ということで、日常生活に欠かせないインフラとして配管や各種設備の更新、漏水調査などを継続的に実施します。

ページをめくりまして、基本施策18「住環境の整備」、大きなものとしましてはNo.286「公営住宅整備事業」、新日の出団地、もとの保育所付近の38戸を5カ年計画で整備を進める計画です。No.288「快適住まいづくり事業」ですけれども、27年度までの時限条例ということで、その後は事業効果の検証を踏まえまして継続等の判断を行うこととなります。それからNo.293の新規事業「住居表示調査検討事業」ですけれども、これは今年の政策公募制度により町民から提案のあったものでございます。一般的な住所の表し方は、何町何丁目何番地ですけれども、本町は古くから行政区名と字地番、2通りの住所の表し方がありまして、確かに多くの町民の皆さんがいわゆる「いずい」場面を経験されたことがあるかと思えます。ですので、まずは調査事業を実施しまして、費用対効果等の課題を整理しながら将来に向かって必要ということであれば事業着手をめざすものでございます。

続いて消防救急・防災体制の強化です。No.296の新規事業、「地域防災計画更新事業」であります。平成25年度に策定します。町民皆さんの防災意識は非常に高まっていると思いますので、今まで以上にしっかりしたものを策定しなければなりません。また、消防関係としましては人員体制の充実や資機材の整備を継続的に取り組みまして、No.310「消防無線のデジタル化事業」、電波法の関係で今年から基本設計に着手していますけれども、25年度・26年度において本工事を行い、確実な通信網を構築してまいります。

次に基本施策20「防犯・交通安全の推進」はすべて継続事業でございます。

その次、情報通信網の整備・充実ですが、新規としましてはページをめくっていた

だきましてNo.3 2 4「情報管理一元化事業」というのがございます。役場内部の各種電算システムですけれども、住民個人情報の徹底を大前提としながら統合可能なシステムについては一元化を図り、行政事務の効率化に努めていくものでございます。

それから最後、政策目標⑤の協働によるまちづくりでは、事業数は22本です。

住民主体のまちづくりでは、新規としてNo.3 3 3「公会計整備事業」、本年度導入する財務会計システムの機能を活用するのでゼロ予算となっておりますが、行政としての貸借対照表や行政コスト等を公表し、町民の皆さんに適切な情報開示を行うといった内容です。

基本施策2 3「多様な交流の促進」につきましては、武雄・益子・東京会・札幌会等との地域間交流推進事業を継続してまいります。

そして最後の基本施策2 4「効果的・効率的な行政経営」、新規はNo.3 4 0「次期総合計画の策定事業」、今度は1番のベースとなる基本構想から着手しますので2ヵ年事業での実施を想定しております。それからページをめくりまして、最後のNo.3 4 9「町税等収納率向上対策事業」ということで、ここ数年、率が低迷していることから、これまでの取り組みに加えて新たな手法を調査検討しながら収納率アップというものを政策的に位置付けまして取り組んでいく、といった趣旨でございます。以上、若干長くなりましたが、現段階における実施計画の登載予定事業の説明でございます。

なお、下の表ですけれども、参考として5ヵ年の事業費集計値を掲載しました。数字が小さくて見づらいですが、①後期実施計画案の3段目、合計値を太枠で囲んでいる部分ですけれども5ヵ年の総事業費117億円、それから右側の②前期計画の策定時の総事業費が98億円。そして③でその差額を示しておりますが、5ヵ年で18億円、各年次で3億～4億規模で後期の方が多くなっております。当然、財源の確保が心配になるところですけれども、引き続き財政係の方から後期の財政計画について説明をいたします。

(2) 後期財政計画案の概要

(前田財政係長)

本計画書につきましては、先ほど説明のありました後期実施計画(案)に基づき作成しており、実施計画と同じく、平成25年度から平成29年度までの計画となっております。また、参考として、平成24年度予算額を左はじに記載しています。

1ページ目には財政収支の見込みとして「歳入の内訳」、2ページ目には歳出の内訳と「収支」、3ページ目には各種の財政指数等を見込みを記載しています。

それでは、それぞれ項目について、簡単に説明させていただきます。

(歳 入)

○地方税

これまでの決算額や24年度の決算見込額、将来の経済見通し等を踏まえ、現行の地方税制度を基本に推計しています。

○地方譲与税・各種交付金

これまでの決算額や24年度の決算見込額、将来の経済見通し等を踏まえ、現行制度を基本に推計しています。なお、地方消費税交付金につきましては、今後の消費税増税を見据えて推計しています。

○地方交付税

これまでの決算額や平成24年度の算定結果を基に現行制度を基本に推計しています。ちなみに、平成23年度普通交付税は29億1721万円、平成24年度普通交付税は29億7086万円、その他に特別交付税が2億円強あります。

○分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入

これまでの決算額と平成24年度の決算見込額を基に、後期実施計画に盛り込まれた事業の実施を踏まえ、現行の条例等徴収基準により推計しております。

○国・道支出金、諸収入、地方債

これまでの決算額と平成24年度の決算見込額を基に、後期実施計画に盛り込まれた事業の実施を踏まえ推計しております。

○繰入金

繰入金ですが、後ほど説明します歳出額が、歳入見込額を下回っていることから、基金等を取り崩しての繰入はありません。

(歳 出)

○人件費

職員数については、退職者の補充を抑制することにより、定員適正化計画に設定されている目標人員との整合を図り推計しております。

○扶助費

これまでの決算額と平成24年度の決算見込額を基に、後期実施計画に盛り込まれた事業の実施を踏まえ推計しております。なお、經常経費分については福祉施策等の増額が不可欠な要因を考慮のうえ算定しております。

○公債費

これまでの地方債発行実績および平成24年度の地方債発行予定額を基に、後期実施計画に盛り込まれた事業実施等に係る地方債発行予定を考慮のうえ、これらを踏まえ推計しております。

○物件費

経常経費分は原則的に平成23年度決算額と平成24年度の決算見込額を基に推計しています。また、政策事業分は後期実施計画に盛り込まれた事業の実施を踏まえ推計しております。

○維持補修費、補助費

経常経費分は原則的に平成23年度決算額と平成24年度の決算見込額を基に見込んでおります。また、政策事業分は後期実施計画に盛り込まれた事業の実施を踏まえ推計しております。

○普通建設事業費

平成23年度決算額と平成24年度の決算見込額を基に、後期実施計画に盛り込まれた事業の実施を踏まえ推計しております。

○積立金・貸付金

経常経費分は原則的に平成23年度決算額と平成24年度の決算見込額を基に見込んでおります。また、政策事業分は後期実施計画に盛り込まれた事業の実施を踏まえ推計しております。

○繰出金

平成23年度決算額と平成24年度の決算見込額を基に、後期実施計画に盛り込まれた特別会計の事業実施等を考慮のうえ、これらを踏まえ推計しております。

○収支

歳入と歳出の差引が形式収支となりますが、全ての年度が収支ゼロです。

(財政指数)

○経常収支比率

人件費や公債費など経常的に係る経費の割合を示したものです。町村は75%を超えないことが妥当とされています。

○実質公債費比率

町が自分で使いみちを決められるお金のうち、公債費いわゆる借金返済に使っているお金を割合で示したものです。ちなみに、平成22年度決算額では10.9%、平成23年度決算額では、8.7%となっております。

○公債費比率

公債費に充てられる一般財源の額の標準財政規模に占める割合です。

○起債制限比率

使途が特定されておらず毎年度経常的に収入されると見込まれる財源のうち、元利償還金に充当されたものの占める割合です。

○地方債残高

後期実施計画に盛り込まれた大型事業実施あたり、地方債を財源としているものがあるため、地方債の借入れにより平成25・26・27年度と残高が増額しているが、その後は返済が進み、減少していく見込みです。

○基金残高

財政調整基金、減債基金等への毎年積立てすることとしていますが、特別養護老人ホームの施設整備に係る介護サービス事業特別会計へ、地域福祉基金を繰入しているため、総額としては微減となっています。

最後に本計画については、現時点における後期実施計画の集計結果に基づき作成していますので、今後、実施計画に変更が生じた場合には、数値が変動する可能性がありますので、御承知願います。

(嘉島会長)

ただいま長い時間をかけまして、後期実施計画とそれに関連する財政計画を説明しました。内容的に量が多く、密度の高い内容になりました。今日はおおまかな部分で何かありましたらお聞きしたいと思います。このあと11月に専門部会を2～3回開催しまして、そこで細部で詰めていくことになると思います。そういうことありますので、どうしても確認したい点や何か重要な部分で確認したいことがありましたら、この場でお聞きしたいと思います。

(本多委員)

先程実施計画の概要について説明いただきましたけれども、新規事業ではおそらく80を超える事業が新規事業となっていると思います。このあとの専門部会においては、新規事業の概要を示していただけるものになるのでしょうか

(大水企画調整係長)

今は事業のリストとして提示したところですが、専門部会においては事業の趣旨、目的等について資料を基にご説明したいと考えております。

(本多委員)

80を超える新規事業については、事業計画費がゼロになっているものが結構あると思います。この事業計画費がゼロとなっている理由については、さきほど調査費という説明があった部分と説明がなくてもゼロという部分がある。一方では1億円を超える事業が数事業あったと思います。その辺の事業費のバランスについてはどのようにお考えでしょうか。

(大水企画調整係長)

調査事業ということでゼロ予算としている部分がありますけれども、実際に施設の改修ですとか現時点で判明している早急にやらなければならない事業については、事業費を計上しております。福祉施設の改修や太陽光の補助などについてはゼロ予算としておりますが、まず調査をしてみないと事業費がわからないという部分がありますので、その部分については計画の前半で検証し、どうしても必要という判断であれば、総合計画にはローリングという仕組みがありますので、その中で1年1年経過した中で財源部分もありますができるものからやっていく。まだ財源を示せないものについてはゼロ予算としております。

(本多委員)

後期実施計画事業の中にエネルギー関連のものが、新規事業が2事業あり、いずれも予算措置のない調査事業となっています。ただこの部分に関しましては、今年の7月に再生可能エネルギー特別措置法が出来上がりまして、皆さんすべて売電ではなくて自家消費もあるとは思いますが、仮に売電を考えた場合、今の法律ですと来年の3月までに設備認定と北電の認定を受けないと42円の売電価格の恩恵を受けることができない。したがって、調査は必要と考えますが、法律のくくりの制限があるという部分では、あまり調査に時間をかけていると住民の方に恩恵がなくなってしまうのではないかと思います、その辺はどのようにお考えでしょうか。

(佐々木財務企画課長)

エネルギーの関係ですけれども、今回計画に登載しております事業で、中身的には酪農家の築舎への導入事業については町以外に農協や農家の負担が伴うものでありまして、調査事業ということで内容がまだ煮詰まっていない部分もありますので調査事業としております。町が主導的に行っていく事業ではなく、農協が主体となって進めていく事業への補助ということで登載しております。それらを含めて農協と詰めていく必要があると考えております。一般住民用の住宅への導入事業については、今現在太陽光以外に現在行っている快適住まいづくり促進条例に基づく助成金やその他の住宅関連への補助事業を行っていますが、それらとうまく連動して制度設計できないかという議論になりました。快適住まいづくりについては平成27年度までの時限条例ですが、それ以降の後期の対策として太陽光も含めた補助の制度設計ができないかという議論になりまして、それらの間、売電関連のみならずエネルギー対策も含めた住環境整備という部分での議論が多かったものですから、ゼロ予算で調査研究を進めた中でどのような方法がいいのかという部分での方向性での登載となっております。

(本多委員)

ゼロ予算の調査事業でも、ローリング作業において予算が計上されるということがあるということですか。

(大水企画調整係長)

そのとおりです。

(嘉島会長)

現段階では、町の貯金であります基金を取り崩して使うというところにはなっておりませんが、そういう面ではなかなか厳しいというか将来的には相当考えての事業計画だと思います。ただ、億単位の大きい事業としては、追加、変更というローリングの中では図書館などが想定されますが、そのときには貯金を少し取り崩さなければならぬのではないかと考えます。

(佐々木財務企画課長)

今の会長からの意見に補足しますと、先程調査事業の中で事業費を載せていないものが結構ありますけれども、たとえば今出ました図書館やごみ処分場の再稼働の関係については、実際に実施すると億以上の予算規模が必要となってくる事業が調査事業の中にはあります。従いまして、後期5か年分の計画の中では、歳入の部分ではかなり厳しく見ております。必要性が出てきた大型事業については基金で対応していくという考え方もあるということでご理解いただきたいと思います。

(大水企画調整係長)

専門部会については、次回以降11月に開催していくこととなりますが、今現時点でのスケジュールとしては、11月上旬に後期基本計画の素案を委員の皆さんに提示しまして、専門部会で2～3回程度開催しまして、下旬に答申内容について役員会（正副会長、正副専門部会長）を開催し、答申内容の案を作成し、その後答申内容について全体会議を開催し、承認されたのち会長から答申を行うという予定としております。

(嘉島会長)

今回の実施計画案の概要の関係については、これからの専門部会での精力的な審議となりますので、今日はこれでこの部分は終了したいと思います。

それでは続きまして協議事項3番目のワークショップに基づく提言書の案について事務局から説明いたします。

(3) ワークショップに基づく「雄武町のこれからのまちづくりに関する提言書（案）」

(大水企画調整係長)

それでは最後の協議事項、(3) ワークショップに基づく「雄武町のこれからのまちづくりに関する提言書」(案)ということですのでけれども、内容につきましては、第1回・第2回のワークショップで出された項目につきましては、すべて網羅しておりますので、事務局の方から特段何か付け加えて説明することはありません。

この提言書につきましては、委員の皆さんの意見を集約しまして、総合計画審議会

から町長に対し、ダイレクトに提言するという事で、後期基本計画の答申とは別に、これまでの審議会にはなかった手法でございます。

1枚めくっていただきまして、左側に目次が掲載されていますが、大きな1番「町の強みを伸ばし弱みを改善するために」というのが第1回ワークショップの成果、大きな2番から4番までが第2回ワークショップの成果でありまして「産業・観光分野」「保健福祉・暮らしの分野」「子育て・教育分野」ということで項目立てをしたものでございます。

先ほど実施計画案の概要の中に反映されているもの、そうでないものがありますけれども、実施計画は既にガチガチに決まっているものではありませんし、次回以降、後期基本計画の素案を審議していく中で、この提言書の意見等を積極的に盛り込んでいければ、計画の方向性や精度が上がっていくのではないかと感じている次第です。

以上のようなことを踏まえまして、本日はこの提言書の扱いを含めまして、中身についても、項目の追加ですとか、記載事項の修正、細かい部分で表現を改めた方が良い、逆にこの項目は外した方が良い、といった事柄がありましたら、ご意見等賜りまして、提言書としての内容精査を図ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(嘉島会長)

前回のワークショップの結果について、詳しく提言書という形で整理していただきました。この提言書については、今後、専門部会で生かしていく形になると思いますが、内容的に修正する部分があればお聞きしたいと思います。

(本多委員)

今後専門部会の協議の中で、この提言書の中から実施計画の新規とか追加という形で踏み込むことは可能であると理解してよろしいでしょうか。

(大水企画調整係長)

内部的にも基本計画をお示しできればよかったですのですが、当然、先ほどの実施計画説明は概要ですので、できれば委員の皆さんの意見を反映できれば実施計画の追加が出てくれば財源の関係もありますけれども極力取り入れていければ中身のいいものができるのではないかと考えております。

(本多委員)

その場合、財政計画も変動する形になると思いますが、それも可能であると理解してよろしいでしょうか

(大水企画調整係長)

財源の幅について調整が必要となりますが、ある程度委員の皆さんの意向に沿った計画にしていければと考えております。

(嘉島会長)

確認ですけれども、この提言書はこれからの部会で生かせるものは生かすと、最終的には町長答申のときに付属資料として町長へ提出したいと考えております。総合計画でのローリングで、この内容によって5年間の間に追加、変更も可能性もない訳ではないという形で捉えていきたいと思っております。

(田口委員)

この提言書は答申書と一緒に提出するとの説明でありましたが、これからの専門部会の中で、この提言書にはないけれどももっと良い提言が出てきた場合、これを変えていただくことは可能ですか。

(大水企画調整係長)

もちろん変更は可能です。

(嘉島会長)

何ものなければ今日はこれで閉じたいと思っております。大変お疲れ様でした。